

高額な外来診療を受ける皆さんへ **4月1日**から **減額認定証が外来でも 利用できるようになります**

平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取り扱いが変更され、減額認定証などを医療機関に提示することで、これまでの入院診療だけではなく、外来診療でも窓口で一定額以上を支払う必要がなくなります。

これまで

高額な外来診療を受けたとき、同一の医療機関でその月の窓口負担が、自己負担限度額を超えた場合でも、その超えた金額を一旦窓口で支払う必要がありました。

平成24年4月1日から

同一の医療機関での外来受診で、自己負担限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。自己負担限度額は、加入している健康保険や所得などによって異なります。

同じ月に複数の医療機関を受診した場合は、今まで通り高額療養費の合算対象となる場合があります。詳しくは加入している健康保険にお問い合わせください。

減額認定証とは…

減額認定証には、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の2種類があり、医療機関を受診した際に、これを提示することで窓口の支払い(保険適用分)が自己負担限度額までで済みます。また、限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院時の食事代も減額されます。限度額適用認定証では、入院時の食事代は減額されません。

減額認定証の交付該当者

- ◆ 70歳未満で、住民税課税世帯の方(後期高齢者医療制度に加入している方を除く)
 - ▶▶▶ 限度額適用認定証
- ◆ 住民税非課税世帯の方
 - ▶▶▶ 限度額適用・標準負担額減額認定証

減額を受ける場合の必要な手続きなど

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院や薬局などで
上記減額認定証交付該当者の方	加入している健康保険に減額認定証の交付を申請してください	減額認定証を窓口で提示してください
70歳以上で、住民税課税世帯の方	手続きの必要はありません	高齢受給者証を窓口で提示してください
後期高齢者医療制度に加入していて住民税課税世帯の方	手続きの必要はありません	後期高齢者医療被保険者証を窓口で提示してください

減額認定証などを医療機関の窓口で提示しない場合は、これまでどおり一旦自己負担限度額を超えた分も窓口で支払い、高額療養費の支給申請をした後、支払った窓口負担額と自己負担限度額の差額が、後日、加入している健康保険から支給されます。

なお、すでに減額認定証の交付を受けている方は、記載されている有効期限まで使用できますので、改めて手続きをする必要はありません。

事前の申請方法や自己負担限度額などの詳細は、加入している健康保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、共済組合など)にお問い合わせください。

問合先 【国民健康保険】市健康推進課国保係
【後期高齢者医療】市高齢・介護室医療給付係